

公益社団法人日本金属学会フロンティア研究助成規程

(目的)

第1条 この法人の定款に定める調査・研究事業のうちのフロンティア研究助成（以下、「研究助成」という）に関する業務を公正かつ適正に行うため、この規程を定める。

(名称)

第2条 この規程の名称は、公益社団法人日本金属学会フロンティア研究助成規程とする。

2 この規程の名称を変更する場合は、理事会の決議を要する。

(連絡先)

第3条 この研究助成の連絡先は、事務局の担当者とする。

(研究助成の目的)

第4条 金属及びその関連材料分野の学術研究及び技術研究の発展や若手研究者の育成や奨励を主な目的とする。

(費用と収益)

第5条 この研究助成の費用は、この法人の調査・研究事業拡充資金及び調査・研究事業収益で賄う。

2 前項で費用を賄えない場合は、この法人の公益目的事業共通収益で賄う。

3 前2項で費用を賄えない場合は、この法人の法人会計収益で賄う。

(会計)

第6条 この研究助成に係る予算及び決算は、理事会の決議を要する。

2 前項の予算及び決算は、この法人の収支予算書及び正味財産増減計算書に記載する。

(事業の運営組織)

第7条 この研究助成の事業は、理事会の決議により、フロンティア研究助成選考委員会（以下選考委員会という）を設置して、運営する。

2 選考委員会の委員長は調査研究委員会委員長がつとめる

3 選考委員会の委員及び事業内容は、理事会で決議する。

4 前項においてこの法人の会員以外も委員とすることができる。

5 この研究助成の応募者と特別な関係がある者は、委員になることができない。

(選考委員会の業務の内容)

第8条 選考委員会の業務は次のものとする。

- (1) 募集に係る業務
- (2) 選考に係る業務
- (3) 交付に係る業務
- (4) 結果の公表に係る業務

(研究助成の対象範囲)

第 9 条 助成対象の範囲は、金属及びその関連材料分野に関連する材料又はプロセスに関する調査、試験、研究及び開発とする。

(対象者)

第 10 条 応募者は 45 歳以下の日本国内の教育機関又は公的研究機関に所属し、日本国内で研究に従事する者（学生・大学院生及び企業との兼務者を除く）とする。

(助成対象となる費用)

第 11 条 助成金の使途は、申請者が申請した研究テーマの研究遂行に必要な費用に限定するものとし、大学や研究機関への間接経費の支出は想定していないが、特別な事情により、やむを得ず間接経費に充当する場合は必要最低限とし、直接経費の 10% を上限とする。

(研究助成等の募集)

第 12 条 別に定める募集要綱により公募する。

- 2 募集は、この法人の会報およびホームページに掲載する。
- 3 応募は、所定の書式により行う。
- 4 過去に不採択となったテーマは再度応募することができる。

(研究助成及び助成金額の審査)

第 13 条 研究助成の採択は審査による。

- 2 助成する研究及び助成金額は、委員会で第 1 次審査を行い、理事会が最終審査して、決定する。
- 3 研究助成の毎年の採択数及び助成金額は、財政および予算の範囲内で行う。年間の採択数は 15 件以内、1 テーマあたりの助成金額は 150 万円以下とする。

(審査結果の公表)

第 14 条 前条で決定した研究助成については、助成者（応募者）の所属・氏名、研究助成のテーマ、助成金額を、この法人の会報及びホームページに公表する。

(助成金の交付)

第 15 条 前条の審査結果の公表後に、研究実施者に対して助成金を交付する。
2 助成金は研究開始時に一括して支給する。

3 支給の形態は、研究実施者が所属する組織に対する奨学寄附金とする。

(研究期間)

第 16 条 研究期間は原則 2 年間とする。

2 研究開始日は原則、交付決定予定日(9 月)以降で、かつ当該年度内とし、研究開始日から年度をまたいだ 2 年間とする。

(研究の計画変更)

第 17 条 研究実施者から計画変更の申請があった場合、軽微な変更については事務局が、重大な変更については調査研究委員会が適否を判断する。

(研究の進捗報告)

第 18 条 研究実施者は研究の進捗を報告する。

(成果報告書)

第 19 条 研究が完了したときは、研究代表者は終了報告書及び成果報告書を提出する。終了報告書及び成果報告書は調査研究委員会にて報告する。

2 前項に加え、研究代表者は、原則として研究開始時から研究完了後 1 年までの間に、本会の講演大会又はセミナー・シンポジウムにおける 2 件以上の発表及び本会の欧文誌(Materials Transactions)又は和文誌(日本金属学会誌)への論文投稿を行う。

(成果報告書の公表)

第 20 条 前条の成果報告書は、この法人の会報及びホームページ上で一般の閲覧に供するものとする。

(助成金の返還請求)

第 21 条 次の各号に該当する場合は、研究実施者に対して助成金の全額又は一部の返還を求めることとする。

(1) 第 17 条の規定により、計画変更が適当でないと認められた場合で、研究実施者が計画の再変更に応じないとき。

(2) 研究実施者が無断で重大な計画変更を行ったとき。

(3) 研究の完了すべき日から 1 年を経過しても成果報告書の提出がないとき。

(4) 研究実施者から、当該研究を中止中断する旨の申し出があったとき。

(5) 知的財産に関連する制限等の正当な理由なしに、原則として研究の完了すべき日から、~~原則~~ 1 年を経過しても、講演大会又はセミナー・シンポジウムにおける 2 件以上の発表及び本会の欧文誌(Materials Transactions)又は和文誌(日本金属学会誌)への論文投稿がないとき。

(機器・設備等の帰属)

第 2 2 条 研究等に使用した機器・設備等は原則として研究実施者の所属する組織に帰属する。

(知的財産権の帰属)

第 2 3 条 研究等により得られた特許等の知的財産権は原則として研究実施者に帰属する。

(事業の終了)

第 2 4 条 この事業を財政的に継続する目処がたたなくなった場合又は事業を継続する意義がなくなった場合その他これらに準じる事態が生じた場合は、理事会の決議により、この事業を終了することができる。

(調査研究委員会の関与)

第 2 5 条 この規程に疑義が生じた場合は、調査研究委員会で協議する。

(規程の改廃)

第 2 6 条 この規程を改廃する場合は、理事会の決議を要する。

(規則)

第 2 7 条 この規程の運用に必要な事項は、調査研究委員会の決議により規則に定める。

附則

1. 平成 31 年 2 月 4 日 制定、施行 (第 926 回理事会)
2. 2021 年 8 月 3 日 一部改訂
3. 2023 年 10 月 5 日 一部改訂

2021 年 8 月 3 日 一部改訂

	新	旧
第 13 条 3 項	研究助成の毎年の採択数及び助成金額は、財政および予算の範囲内で行う。年間の採択数は 10 件以内、1 テーマあたりの助成金額は 150 万円以下とする。	研究助成の毎年の採択数及び助成金額は、財政および予算の範囲内で行う。年間の採択数は 10 件以内、1 テーマあたりの助成金額は 150 万円とする。

2023 年 10 月 5 日 一部改訂

	新	旧
第 1 1 条	助成金の使途は、申請者が申請した研究テーマの研究遂行に必要な費用に限定す	助成対象となる費用は、研究等に直接必要な費用及び所属組織の必要最低限の間接経

	るものとし、大学や研究機関への間接経費の支出は想定していないが、特別な事情により、やむを得ず間接経費に充当する場合は必要最低限とし、直接経費の10%を上限とする。	費とし、研究者の人件費（臨時雇用の研究補助者等の費用を除く）は助成対象としない。
第 13 条 3 項	研究助成の毎年の採択数及び助成金額は、財政および予算の範囲内で行う。年間の採択数は <u>15件以内</u> 、1テーマあたりの助成金額は150万円以下とする。	研究助成の毎年の採択数及び助成金額は、財政および予算の範囲内で行う。年間の採択数は10件以内、1テーマあたりの助成金額は150万円以下とする。
第 16 条 2	(2項追加) 2 研究開始日は原則、交付決定予定日(9月)以降で、かつ当該年度内とし、研究開始日から年度をまたいだ2年間とする。	
第 19 条	研究が完了したときは、研究代表者は終了報告書及び成果報告書を提出する。終了報告書及び成果報告書は調査研究委員会にて報告する。 2 前項に加え、研究代表者は、原則として研究開始時から研究完了後1年までの間に、本会の講演大会又はセミナー・シンポジウムにおける2件 <u>以上</u> の発表及び本会の欧文誌(Materials Transactions)又は和文誌(日本金属学会誌)への論文投稿を行う。	研究が完了したときは、終了報告書及び成果報告書の提出を求め、調査研究委員会に報告する。 2 前項に加え、原則として研究開始時から研究完了後1年までの間に、本会の講演大会における2件の発表及び本会の論文誌への論文投稿を行う。
第 21 条	(1)第17条の規定により、計画変更が適当でないと認められた場合で、研究実施者が計画の再変更に応じないとき。 (4)研究実施者から、当該研究を中断する旨の申し出があったとき。 (5 項追加) (5)知的財産に関連する制限等の正当な理由なしに、原則として研究の完了すべき日から、1年を経過しても、講演大会又はセミナー・シンポジウムにおける2件以上の発表及び本会の欧文誌(Materials Transactions)又は和文誌(日本金属学会誌)への論文投稿がないとき。	(1)第18条の規定により、計画変更が適当でないと認められた場合で、研究実施者が計画の再変更に応じないとき。 (4)研究実施者から、当該研究を中止する旨の申し出があったとき。